

兵庫県公報

平成30年2月9日 金曜日 第2975号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	1
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	1
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	2
公 告	
○ 入札公告（広報課）	3
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告	
○ 漁業法に基づく公聴会の開催	7

告 示

兵庫県告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林予定森林の所在場所
豊岡市出石町日野辺字来谷8の1、8の2、9、10の1、11、11の1、12、14
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字来谷8の1、8の2、9
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第103号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年2月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
三田市四ツ辻字西野々734番2、1412番1、1413番の各一部
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物



兵庫県告示第104号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年2月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成30年2月7日から同年3月23日まで
- 3 作業地域
豊岡市の一部



兵庫県告示第105号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年2月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成30年2月5日から同年4月30日まで
- 3 作業地域
加古川市の一部



兵庫県告示第106号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年2月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成30年2月7日から同年3月20日まで
- 3 作業地域
たつの市の一部



兵庫県告示第107号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年2月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年11月28日から平成30年1月24日まで
- 3 作業地域
尼崎市道意町五丁目及び道意町六丁目地内

公 告

入札公告

平成30年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」各戸配布業務（姫路市の一部、宝塚市及び三田市）に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年2月9日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 業務件名

- ア 平成30年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」各戸配布業務（姫路市の一部）
- イ 平成30年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」各戸配布業務（宝塚市）
- ウ 平成30年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」各戸配布業務（三田市）

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)ア、イ及びウについて入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納税局管理課へ申請し、開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること（なお、県の名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部知事室広報課地域広報班 白藤
電話 (078) 362-3019 (直通)
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成30年2月9日(金)から同月19日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝休日を除く。)
午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

- | | | | | | |
|---|-------|---------------|----------|----------|---------|
| ア | 1(1)ア | 平成30年2月23日(金) | 午前10時 | 兵庫県庁第2号館 | 11階B会議室 |
| イ | 1(1)イ | 平成30年2月23日(金) | 午前10時30分 | 兵庫県庁第2号館 | 11階B会議室 |
| ウ | 1(1)ウ | 平成30年2月23日(金) | 午前11時 | 兵庫県庁第2号館 | 11階B会議室 |

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成30年2月22日(木)午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。以下同じ。)の100の5以上の額を、平成30年2月22日(木)の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、平成30年2月22日(木)以前の任意の日を開始日とし、同年4月1日(日)以降を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額(契約単価に予定数量を乗じた額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を平成30年2月19日(月)午後4時までに提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札保証金の納入を求める場合、所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年4月1日(日)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

- (i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成30年2月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 MEGAドン・キホーテ姫路広畑店
所在地 姫路市広畑区夢前町一丁目1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 日本アセットマーケティング株式会社
住所 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号
代表者の氏名 越 塚 孝 之

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

イトーヨーカドー広畑店

イ 変更後

MEGAドン・キホーテ姫路広畑店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8番地8	戸 井 和 久
株式会社クラテックス	岡山県倉敷市浜ノ茶屋二丁目5番11号	秋 田 隆 祥
株式会社キャンドゥ	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	城 戸 一 弥

外17者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社長崎屋	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	関 口 憲 司
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	中 嶋 克 彦

外未定4者

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後11時

イ 変更後

開店時刻 午前7時

閉店時刻 翌午前3時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時から午後11時30分まで

イ 変更後

午前6時30分から翌午前3時30分まで

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

午前2時から午後10時まで

イ 変更後

午前6時から午後10時まで

4 変更年月日

平成30年2月15日

5 届出年月日

平成30年1月17日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成30年2月9日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年6月11日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年2月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

川辺郡猪名川町伏見台一丁目1番40、1番54

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

尼崎市神田北通一丁目2番地

社会福祉法人あかね 理事長 松 本 真希子

3 許可年月日及び許可番号

平成29年12月28日

兵庫県指令神北（宝土）（建）第1－9－3号（27猪名川）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町矢田部字大見度124番2、125番、125番1、128番2、128番4、143番1の一部、143番2、144番2、145番2、146番1の一部、147番から150番まで、147番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市余部区上余部259番地の1
株式会社サンヨー住販 代表取締役 圓尾真造
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年1月11日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-5-2号（29太子）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
淡路市夢舞台1番37の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
淡路市生穂新島8番地
淡路市長 門康彦
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年2月27日
兵庫県指令淡路（洲土）（建）第1-6号（28淡路）

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく公聴会の開催

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

なお、漁場計画案は平成30年2月9日から同月19日まで当委員会事務局及び各関係機関に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成30年2月9日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会
会長 田沼政男

- 1 日時
平成30年2月19日（月） 午後2時から午後2時30分まで
- 2 場所
神戸市中央区下山手通4丁目16-3
兵庫県民会館902号
- 3 案件
兵庫県瀬戸内海海区における区画漁業の免許の内容となるべき事項等について
- 4 縦覧場所

縦覧場所	住所	電話番号
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県農政環境部農林水産局水産課内	(078) 362-3476

神戸県民センター	神戸市中央区中山手通6-1-1	(078) 361-8552
東播磨県民局	加古川市加古川町寺家町天神木97-1	(079) 421-9162
中播磨県民センター	姫路市北条1-98	(079) 281-9295
淡路県民局	洲本市塩屋2-4-5	(0799) 26-2106
農林水産技術総合センター 水産技術センター	明石市二見町南二見22-2	(078) 941-8601
神戸市役所	神戸市中央区加納町6-5-1	(078) 322-5358
姫路市役所	姫路市安田4-1	(079) 221-2474
明石市役所	明石市中崎1-5-1	(078) 912-1111
洲本市役所	洲本市本町3-4-10	(0799) 33-3321
相生市役所	相生市旭1-1-3	(0791) 23-7156
加古川市役所	加古川市加古川町北在家2000	(079) 427-9226
たつの市役所	たつの市龍野町富永1005-1	(0791) 64-3131
赤穂市役所	赤穂市加里屋81	(0791) 43-6840
高砂市役所	高砂市荒井町千鳥1-1-1	(079) 443-9031
南あわじ市役所（西淡庁舎）	南あわじ市湊90-1	(0799) 37-3013
淡路市役所	淡路市生穂新島8	(0799) 64-2532
播磨町役場	加古郡播磨町東本庄1-5-30	(079) 435-2364